

令和4年 第1回臨時会

産業建設常任委員会  
会 議 録

日 付：令和4年2月7日（月）  
場 所：大曲庁舎 第3委員会室

令和4年 第1回大仙市議会臨時会 産業建設常任委員会 会議録

---

日 時：令和4年2月7日（月曜日） 午前10時23分～午前11時34分

---

会 場：大曲庁舎 第3委員会室

---

出席委員（7人）

委員長	9番	高橋徳久					
委員	1番	佐藤芳雄	委員	7番	青柳友哉		
委員	10番	古谷武美	委員	11番	橋本琢史		
委員	14番	本間輝男	委員	15番	佐藤育男		

---

欠席委員（1人） 副委員長 16番 山谷喜元

---

遅刻委員（0人）

早退委員（0人）

---

説明のため出席した者

**観光文化スポーツ部**

観光文化スポーツ部長 伊藤優俊                      スポーツ振興課長 鈴木貴博

**建設部**

建設部長                      今和則                      道路河川課長                      京野和明

建築住宅課長                      佐々木博喜

---

議会事務局職員出席

主 幹                      佐藤和人

---

審査議案等

- 第1 報告第2号 専決処分報告について（令和3年度大仙市一般会計補正予算（第9号））
- 第2 報告第3号 専決処分報告について（令和3年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第1号））

- 第3 報告第4号 専決処分報告について（令和3年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について）
- 第4 報告第5号 専決処分報告について（令和3年度大仙市一般会計補正予算（第10号））
- 第5 議案第1号 大仙市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第2号 多目的人工芝グラウンド整備事業土木工事請負契約の締結について
- 

午前10時23分 開 会

○委員長（高橋徳久） おはようございます。

本日は、本会議休憩中のところをご出席いただき、ありがとうございます。

ただ今より、産業建設常任委員会を開会いたします。

欠席の届け出が、16番、山谷喜元副委員長から提出されております。

それでは、当委員会に付託された事件につきまして、別紙日程表のとおり審査いたしますので、よろしく願いいたします。

なお、正確な会議録の作成のため、発言をする際は、委員長の許可を得た後で、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

---

○委員長（高橋徳久） それでは早速、審査に入ります。

報告第2号「専決処分報告について（令和3年度大仙市一般会計補正予算（第9号）」報告第3号「専決処分報告について（令和3年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第1号）」及び報告第4号「専決処分報告について（令和3年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について）」の3件は、関連がありますので、一括議題といたします。

当局の説明を求めます。鈴木スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（鈴木貴博） スポーツ振興課の鈴木です。

説明に入る前に同席しております職員を紹介します。

スポーツ振興班班長、伊藤桂子副主幹です。

同じく、スポーツ振興班、長澤朋彦主査です。

同じく、スポーツ振興班、宇都友博主事です。

それでは、報告第2号、専決処分報告について（令和3年度大仙市一般会計補正予

算（第9号））スポーツ振興課所管分について説明申し上げます。

関連資料は、資料ナンバー1、議案書2ページと資料ナンバー3、令和3年度補正予算〔1月専決〕の1ページから7ページとなっておりますので、内容につきましては、資料ナンバー3、7ページで説明いたします。

今回、専決処分となった事業は、10款6項1目90事業、スキー場事業特別会計繰出金で、令和3年度大仙市一般会計予算から、令和3年度大仙市スキー場事業特別会計へ215万円を繰り出すことについて専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認をお願いするものであります。

詳細につきましては、この後の報告第4号で説明させていただきますが、協和スキー場並びに大台スキー場のリフト、圧雪車の修繕費に充てられるものであります。

次に、報告第3号、専決処分報告について（令和3年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第1号））について、説明いたします。

関連資料は、資料ナンバー1、議案書の3ページと、資料ナンバー3、令和3年度補正予算〔1月専決〕の9ページから15ページとなりますので、内容につきましては資料ナンバー3、15ページで説明いたします。

今回、専決処分となった事業は、1款1項1目10事業、スキー場運営費で、令和3年度大仙市スキー場事業特別会計へ215万円を追加することについて専決処分いたしましたので、これを報告し、議会の承認をお願いするものであります。

詳細につきましては、同じくこの後の報告第4号で説明させていただきます。

続きまして、報告第4号、専決処分報告について（令和3年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について）を説明いたします。

関係資料は、資料ナンバー1、議案書4・5ページと、資料ナンバー3-1、令和3年度補正予算1月専決（一般会計第9号ほか）事業説明書の1ページとなります。

初めに、資料ナンバー1、議案書5ページですが、令和3年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算を専決処分することに合わせて、令和3年度大仙市一般会計から繰り入れる事業資金の上限額を、3,893万3千円以内から、4,108万3千円以内に改めることについて、地方自治法第179号第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認をお願いするものであります。

次に、資料ナンバー3-1、事業説明書1月専決の1ページにて詳細を説明いたします。

今回、専決処分となった事業は、1款1項1目10事業のスキー場運営費で、専決

補正額は215万円、財源は全額、一般財源となります。

これは、今シーズンのスキー場営業において、1月1日に発見された、協和スキー場の「リフトの各支柱に設置されている、ワイヤー受け滑車の修繕」と、1月3日に発生した、大台スキー場の「圧雪車リアフィニッシャー」と呼ばれる、雪面を平らに整地する硬質ラバー素材の破損部分の修繕であり、各スキー場においては、最も利用客の多い時期でありましたので、緊急に修繕を行い、営業に支障が出ないように、専決処分での補正予算対応とさせていただきましたので、何とぞ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

2のこれまでの実績と成果欄には、市内スキー場の過去3年間の利用者数、修繕並びに工事費実績について記載のとおり表に表しています。

3の問題と課題ですが、近年は降雪不足による収入減少や、スノースポーツ人口の減少が懸念されています。

また、施設や設備の老朽化が進んでいることから、運営に当たっては安全安心を最優先し、故障や事故、緊急時には迅速かつ適切な対応ができるような体制を整えることが必要であります。

4の今後の方向性と令和3年度事業の概要ですが、協和スキー場の第2ペアリフトの修繕に関しましては、リフト設置業者による調整で、1月6日以降は運行を再開しておりますが、補修工事を行う場合は、搬器を外し、ワイヤーの緊張を解いた状態であれば施工できないため、シーズン終了後となることから、今営業期間中につきましては、従業員やスキー学校、パトロール等の小まめな目視点検を実施し、再発に備え、調整費として50万円を補正するものであります。

大台スキー場の圧雪車フィニッシャーの修繕に関しましては、通常2台の圧雪車で、ナイター営業前、早朝の圧雪作業を実施しておりますが、その際にラバー部分が破損したものであります。

これにより、利用者がゲレンデ滑走の際に大変危険を伴うため、早急な修繕を必要とするものであり、相当する額を増額補正し、専決処分とさせていただいたものであります。

以上 ご説明いたしました、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

○委員長（高橋徳久） 当局の説明が終了しました。これより、質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。はい、本間委員。

○14番（本間輝男） 索道に関して、ちょっとお聞きします。

索道に関しては、事業委託するのが、管理者がいるはずなんだけれども、市がやらせている部分と、そういうところの割り振りとか、そういうものに関して、もうちょっと説明していただませんか。というのは、危険も生ずるようなものなので、索道の管理者の問題とか、市がやらなければいけない、そこら辺のすみ分けというのは絶対必要だと思いますので、この機会にあえて、説明を求めます。

○委員長（高橋徳久） はい、鈴木課長。

○スポーツ振興課長（鈴木貴博） 索道の運行に必要な資格というのが、安全統括管理者、それから索道技術管理者、索道技術員という、三つの資格がありまして、すべて索道に関する年数、3年以上の経過というものが資格要件になっております。指定管理者の方々には、その資格を必ず保持していただくということになっておりまして、日常の点検、それからリフトの搬器の取り付け時の点検につきましては、索道技術管理者を中心に行っております。リフト運営会社からは、シーズン期間中の月1回の点検とシーズン終了後の点検において、索道の修理等の計画を作成していただいております。

○委員長（高橋徳久） はい、本間委員。

○14番（本間輝男） だとすれば、今回事故が見つかった、ま、事故ではないけれども、危険な箇所が見つかったというのは、市に対して、どこからどういうふうなかたちで報告があったのか、そこら辺、ちょっと確認します。

○委員長（高橋徳久） はい、鈴木課長。

○スポーツ振興課長（鈴木貴博） 1月1日のスキー場の営業終了後に索道の係になっているものが、帰りにリフトに乗って帰ってくるんですけども、その時に確認したということで、急ぎよこちらの市の方に連絡をいただいております。

それによりまして、翌日のそのリフトの営業を中止し、点検、整備に当たったという流れであります。

○委員長（高橋徳久） はい、本間委員。

○14番（本間輝男） 1月1日の日に分かって、2日に確認したというけれども、これ見ると、1月4日に滑車を調整してということで、点検、6日の日にやったと。ということは、1日ぐらいずれているような感じするんだけども、本来であれば、キチキチとやらなければ、安全性が保守できないという立場にないのかという意味だ。

○委員長（高橋徳久） はい、鈴木課長。

○スポーツ振興課長（鈴木貴博） 説明が足りなくて申し訳ありません。

リフトの従業員で、発見後、修理をしようとしたんですけども、1日・2日かけ

て修理をしようとしたんですけれども、リフトの従業員では、今回直せなかったということで、その際にすぐ、リフト運営会社日本ケーブルの方に発見した時点で連絡はしていたんですが、正月お休みだということで、1月4日ならば日本ケーブルの方で現地に來れるということで、作業に当たっていただきました。このような流れでございます。

○委員長（高橋徳久） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋徳久） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋徳久） 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。

本3件は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋徳久） 異議なしと認め、本3件は承認すべきものと決しました。

---

○委員長（高橋徳久） 次に、議案第2号、多目的人工芝グラウンド整備事業土木工事請負契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。鈴木スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（鈴木貴博） それでは、議案第2号、多目的人工芝グラウンド整備事業土木工事請負契約の締結について、説明いたします。

資料ナンバー1、議案書の10ページをご覧ください。

多目的人工芝グラウンド整備事業に当たりましては、土木工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の四つに分離発注することとしておりますが、本件は土木工事について、条件付き一般競争入札を行った結果、契約金額8億850万円で「高吉建設・丸茂組・荒屋舗建設特定建設工事共同企業体」が落札したことから、工事請負契約を締結するため、議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

本事業の経緯や概要等につきましては、昨年11月の第5回臨時会終了後の議員説明会において説明させていただいておりますので、本日は各種図面等で今後の整備計画を説明させていただきます。

別途添付ファイルの「議案第2号 スポーツ振興課 資料1」をご覧ください。

表題は、「令和4年第1回大仙市議会臨時会 産業建設常任委員会資料 議案第2号 多目的人工芝グラウンド整備事業土木工事請負契約の締結について」です。

1 ページ目は、多目的人工芝グラウンドの全景を北西方向上部からイメージした鳥瞰図ちようかんです。

図面上部の青い屋根が、ふれあい体育館となっており、人工芝グラウンド右側のコートでは、少年用サッカー1面、フットサル1面、左側のコートでは学童野球の試合が同時に行われているイメージとなっています。

競技の観覧スペースは、グラウンド内にも十分スペースがありますが、図面のとおり外周ネット外側からも観覧できるスペースがとられております。

2 ページ目は「アイレベル」からのイメージ図ですが、位置的にはグラウンド東側のほぼ中央付近、管理棟前からのイメージとなります。

フィールド手前側のウォーミングアップスペース部分と奥側の主にゲーム等で使用される部分は、人工芝のグレードを若干変えておりますので、2色で示しております。

続いて3 ページは「全体の平面図」となります。

以前、お示しさせていただいた平面図と全体的な変更はありませんが、管理棟に近い場所に障害者用駐車スペースを3台分、また、ふれあい体育館前駐車場からの出入口を2カ所、赤く表示しております。

4 ページは、各種競技ライン図となっており、完成時にあらかじめ設置される競技ラインの詳細となっています。

一般用サッカーコートにつきましては、日本国内での国際試合、国体等の全国規模の大会で基準となる105メートル掛ける68メートルとしており、少年用のサッカーコートやフットサルコートに関しても公式戦対応可能なサイズとなっています。

野球コートにつきましては、500歳野球や学童野球の公式戦に対応可能なサイズとしており、競技ごとにラインの色を変えることによってプレーヤーや審判に支障の無いよう配慮します。

以上、ご説明いたしました。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（高橋徳久） 当局の説明が終了しました。これより、質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。はい、本間委員。

○14番（本間輝男） 一つ確認します。

この多目的グラウンドに関して、反対するものではないので、そこら辺はひとつご



理解いただきたいと。

まず一つは、このグラウンドの総合設計というのは、どこの会社でやったのか、やるのか、私議員として、説明受けてないような気がしてならないんですが、もしも私が間違っていたら謝ります。というのは、ここら辺で、私聞いたときは、工事そのものは地元業者が出来るということにははっきりしました。この13億近い金が掛かる事業であって、設計そのものはどこで設計して、どういう経緯でやったどがっていうようなところが、何も説明受けていないような気がしてならないんですが、そこちょっと確認します。

○委員長（高橋徳久） はい、鈴木課長。

○スポーツ振興課長（鈴木貴博） 総合設計、いわゆる基本設計と実施設計を発注しておるんですけども、本社は東京都の大日本コンサルタント株式会社秋田支店、こちらの方にプロポーザル方式において、発注をしております。こちらの会社の方からの実施設計が1月21日に完了しております。

○委員長（高橋徳久） はい、本間委員。

○14番（本間輝男） だとすればよ、専決するくれだとすれば、設計はどこでやって、工事量がこのぐらいあるというものを説明しなければ、専決するよなものだとすればだよ、かなり急ぐごどだっすべ、専決をするということは。だとすれば、全体設計がどのくらいあって、建物がどのくらいあって、設備にどのくらい掛かってっていうのが出てきてるはずだっしべ。

（「これ専決ではない。」との声あり）

○14番（本間輝男） ごめん、専決ではないようです。だとすれば、やっぱり提案するんだったら、そういう全体像が見えるようなものの提案をしていただかないと、今とりあえず8億うんぬんで工事発注掛けますというけれども、我々市民の立場からすれば、8億のものを埋めることはいいけれども、これから年間どのくらいかかって、維持管理も掛かると、設備にどのくらい掛かって、建物がどのくらい掛かるというようなものが、全体像として見えてこないと、なかなかやっぱり市民の方々に説明できないのよ。私、仙北地域だから特にそれ言われますが、「あっこ2町歩埋めて、へばなんととして、いづでぎで、なんととしてやるっけな。」っていうんたこと聞かれるんだけれども、全体的に私、まったく予算としては12億なんぼだと、13億近い金なんだけれども、設計がどこで、どうやるのかというのも説明受けてねはずだなどというのを私は説明するしかねがったど。だとすれば、もう少しやっぱり、全体計画がこうで、どごにやらせで、どごで予算がこういうふうになり付いたと、その中の一部として、

今土木工事が発注なるよというようなものが、もう少しやっぱり丁寧に出すのが本来当局側の姿勢でないかなと私は思います。それが欠けてるとか欠けてねというのは、あんたがだの判断だけれども、部長なんただっしか。

○委員長（高橋徳久） はい、伊藤部長。

○観光文化スポーツ部長（伊藤優俊） 大変申し訳ございませんでした。

まず一つに、資料がちょっと不足してるのかなと思いました。多分、口頭で説明も当然なんですけど、この後につきましては、書いたものというか、資料としてお渡しできるようにできればなと思っております。

○委員長（高橋徳久） はい、本間委員。

○14番（本間輝男） ほかの委員さん方、大変ぶじょほです。できるんだったら、資料やっぱり、今日の委員会の前に、全体の計画そのものが出てきて、今日の委員会の中で「うん、分かった。」ど、これくらい掛かるということについては、説明あって、初めて了解というかたちになると思うんです。これは今、土木だけを今出してきたんだけれども、私に言わせれば、来年でざるんだっしべ。ということは、今年と来年しかねっしべった。だとすれば、正直行ってあと1年半しかねっしべ。1年半あるかなしかだ。だとすれば、もう少し丁寧なものの捉え方してもらいたいと。8億も掛かるんだよ。土木だけで。

○委員長（高橋徳久） はい、佐藤委員。

○1番（佐藤芳雄） 委員会が合併なったがら、今説明受けてるけれども、その前に教育福祉委員会で受けてるんだよな。この中身について。いろいろなこと。今、初めてこの委員会さきたもんだがら、本間さんが分からないというかたちですので、そこら辺もやっぱり説明してもらわなければ、初めて聞いだがらそうなるけども、我々教育福祉委員会では、その係だったっしべ、これがな。だがら、分がらねごどなんだよ。今急に出だわけじゃないがら。そこら辺も説明してもらわなければ、委員としては、分からないごどだがら、今急にボツと出るわけないでしょ。委員会が変わってしまったがら、この委員会さ来たごどだがら。

○委員長（高橋徳久） はい、伊藤部長。

○観光文化スポーツ部長（伊藤優俊） 今、佐藤委員の方からお話あったとおり、途中の入れ替えがあったの、そのとおりなんですけれども、前回からの一通りの流れをまとめた資料を作成して、なにかの機会にお渡しできればというふうに思います。

○委員長（高橋徳久） はい、本間委員。

○14番（本間輝男） 佐藤委員には、ご指導をいただきまして、大変ありがとうございます。

いました。

部長、これっしよ、人工芝なんだから、冬場どうするのかっていう、取り換えるのか、そのまんまにするのかという問題も含めて、我々知らない人もいるし、そのまんまでやるというふうにはおおよそ聞いてますが、冬場、私ら米沢さ研修に行ったときは、あそこの米沢の人工芝は全部冬場取りますと、非常にお金掛かりますよというようなことを視察研修で受けてきたわけです。ところが、ここは冬場おそらく張りっぱなしだというような工程だとすれば、そこら辺のことを十分考えて設計してるごどだっしよ。そこら辺もやっぱり我々さ、もう少しやっぱり丁寧に説明していただきたい。これだけ大きい事業というのは、大仙の中でもそうないと思いますので、どこだかの市でないけども、外旭川のなんだかこしゃるどって、殿様でやるどがうんぬんなんていうこともあるけれども、ここまできたら、大仙の場合は、もう少しやっぱりそこら辺を市民の方々が分かりやすいようなかたちで説明してもらうのが本来だと私思いますので、あえて注文申し上げます。

○委員長（高橋徳久） はい、伊藤部長。

○観光文化スポーツ部長（伊藤優俊） 本間委員のご指摘のとおり、この後、気を付けてまいりたいと思います。

ただ、米沢の人工芝を冬期間剥ぐというのは、ちょっとありえないかなと思ってます。剥いで張るだけで何億って掛かるので。ちなみに本市でやろうとしてる芝生につきましては、冬期間もそのままの状態です。仕様書の方で、冬場、雪の圧雪に強い人工芝を仕様の方でうたってるというような状況ですので、何とかご理解いただければと思います。流れにつきましては、先ほど同様、また何かの機会にお示ししたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋徳久） ほかに質疑ございませんでしょうか。はい、佐藤育男委員。

○15番（佐藤育男） 市長の話にもありました、土木工事を早急に発注したいというようなことの理由、状況をちょっと教えてください。

もう一つ、土木工事8億ってあるっしども、本間さんの質問とかぶるかもしれねども、今回発注したやつで、内容が何なのが、今回の8億800なんぼの何残るのが、今発注したやつで、例えば建物、管理棟残るどが、フェンス残るどが、そこら辺の工事の内容について、概要でいいので教えてください。

○委員長（高橋徳久） はい、鈴木課長。

○スポーツ振興課長（鈴木貴博） 早期に発注したい理由というところなんですけれども、今回JVということで、このJV業者がJVを組むということに関してもある程

度期間が必要ですし、これが当初予算であって、4月以降の工事発注になりますと工事に取り掛かるまでに数カ月を要してしまいます。本来であれば、雪が消えたと同時に現場に入りたいというふうな考え方を持っていましたので、その数カ月が非常にもったいないかなというところで、補正予算での工事の発注ということを計画しております。それから、今回のこの8億の土木工事以外に残るものということに関しましては、設備工事ですね、水道関係、それから電気設備、ナイター関係、それから管理棟の建築工事、この三つが残っております。

これらにつきましても、2月中に業者を決めて発注をしたいと考えております。

○委員長（高橋徳久） ほかにございませんか。はい、青柳委員。

○7番（青柳友哉） 鳥瞰図を拝見して、イメージが段々湧いてきて、非常にありがたかったです。この北側でギャラリー、見ている人がいて、中をのぞいている絵になってるんですが、足元に色が塗られていないということは、これ敷地外という、今回の対象の敷地外から見ているのかなというふうに今認識しています。道路の歩道から見てもらうかたちになるんですか。何を気にしているかという、観客の方、特に子供も入ってくるかと思うんですが、観客の安全性について、どうなるのかなというのがちょっと気になって質問しています。

○委員長（高橋徳久） はい、鈴木課長。

○スポーツ振興課長（鈴木貴博） こちらの鳥瞰図の黒い部分なんですけれども、こちらは、ネットの外の黒い部分ですね、こちらはアスファルト舗装にしております。野球などでバックネットの代わりになるように三角に設けているということで、こちらの方は車でも通れるスペースを取っております。縦の白い部分というのが、ちょうど市道に面している部分でありまして、スペースは少ないんですけれども、水路などに側溝でふたを新しく設けますので、ある程度観戦するスペースは設けられております。ただ、安全性のことを考えますと基本的にはネットの内側で観戦していただくというのを考えておりまして、芝生の色が変わっている部分なんですけれども、こちらアップコートというふうに申し上げておりますが、このような部分で観戦していただくことによって安全性が保てるのではないかなというふうに考えております。

○委員長（高橋徳久） はい、青柳委員。

○7番（青柳友哉） ということはですね、北側の方からは、北側にアップコートないと思うので、北側からは観戦できないということですかね。

○委員長（高橋徳久） はい、鈴木課長。

○スポーツ振興課長（鈴木貴博） 協議の内容にもよると思いますけれども、この中央

付近にもネットが立ちます。このネットの左右ですね、こちらも観戦スペースというふうに考えておりました、やはり大人用のサッカーになってきますと北側、南側がフルサイズで使われてしまいますので、サッカーに関しましては基本的に東西で観戦と、サッカーに関しましては東西部分で、左右部分で観戦する。例えば、ベンチとか、控え所置いたりとか、東西を活用しているようですので、そちらで対応してまいりたいと思います。

○委員長（高橋徳久） よろしいでしょうか。はい、青柳委員。

○7番（青柳友哉） 理解としては、フルサイズでサッカーをやるときは、あまり観客エリアが取れないと認識しておけばいいということですね。

○委員長（高橋徳久） はい、鈴木課長。

○スポーツ振興課長（鈴木貴博） フルサイズの場合は、大きい大会がフルサイズを使ってしまいます。やっぱり、この東西のアップコートエリアは、結構場所スペースを確保しておりますので、そちらの方で観客から観戦していただくと。例えば、仮設のスタンドにしましても、このアップエリアに設置するべきかなというふうに考えております。

○委員長（高橋徳久） ほかにございませんでしょうか。はい、佐藤育男委員。

○15番（佐藤育男） ちょっと今、青柳委員の関連したことで、最初に北側からも観戦できる、道路側からも観戦できるというような話ありましたけれども、中にも観戦できるところあるんですけれども、ここから観戦する人も出てくると思うんですよね。やっぱり市道沿いだとすれば、やっぱり安全性は配慮すべきでねがなと思います。側溝さふた掛けて、そこで観戦できるとしたら、車道と側溝というか、その脇さ例えばブロックとか、光るポールとか立てるなり、そこで観戦する人出てくると思うんですよ。だとした場合に、その安全を保つような、市道側との区分けというか、そういうのをちょっと検討していただければと思いますので、よろしくご検討お願いします。

○委員長（高橋徳久） ほかにございませんでしょうか。はい、本間委員。

○14番（本間輝男） 埋めた部分について、強度、中層部、下層部についてそれなりの説明あるんだけど、この土をどこから持ってくるのか、確認取ってますか、どうか。それと同時に、それはやっぱりきちんとした、コンサル受けた会社が承認したものであるというふうに私は思うんだけど、確認します。

○委員長（高橋徳久） はい、鈴木課長。

○スポーツ振興課長（鈴木貴博） まず、こちらの方に持ってくる土なんですけれども、大曲球場の方の駐車場の横から土を搬入している場所がありまして、そちらから持っ

てくる予定です。あとは、近隣でテニスコートの工事もするんですけども、そちらの方の剥いだ土も再利用するという計画で、設計屋さんの方で設計書を作成しております。

○委員長（高橋徳久） はい、本間委員。

○14番（本間輝男） 農業科学館のあそこのところの市が所有している50町歩の中から持ってくるっていう解釈だっしな。と同時に、その設計屋さんなり、あなた方も十分審査した上で、十分対応できるというお墨付きがあるということだっしな。その土とかなんかで良いということだっしな。

○委員長（高橋徳久） はい、鈴木課長。

○スポーツ振興課長（鈴木貴博） そちらの土の方で大丈夫だということで、決定しております。土木工事に関しましては、建設部の都市管理課の土木の設計を担当している者と、あとは大日本コンサルタント総合設計の方と、そちらの方で協議して決定したと伺っております。

○委員長（高橋徳久） はい、本間委員。

○14番（本間輝男） もしも排水悪いどが、なんかあれば責任の問題になるので、今あえて聞いたのです。そうしないど、あとで非常に水はけ悪いどが、よぐでるのがそこなんだっしよ。だから確認の意味でお聞きしましたので、悪く思わないでください。

○委員長（高橋徳久） ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋徳久） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋徳久） 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋徳久） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員の入れ替えのため、暫時休憩をいたします。

（ 午前11時 5分 休 憩 ）

( 午前 11 時 7 分 再 開 )

○委員長 (高橋徳久) それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、審査に入ります。

初めに、報告第 5 号「専決処分報告について (令和 3 年度大仙市一般会計補正予算 (第 10 号))」を議題といたします。

当局の説明を求めます。京野道路河川課長。

○道路河川課長 (京野和明) それでは報告第 5 号、専決処分報告について (令和 3 年度大仙市一般会計補正予算 (第 10 号)) のうち、道路河川課所管分について、資料ナンバー 4、令和 3 年度大仙市補正予算書 [1 月専決②]、資料ナンバー 4-1、事業説明書 [1 月専決②] 並びに資料の「道路-1」によりご説明申し上げます。

補正予算書 [1 月専決②] の 7 ページと、事業説明書は [1 月専決②] の 1 ページを併せてお開き願います。

8 款 2 項 2 目 1 2 事業、除雪対策費は、3 億円の補正をお願いするものであり、補正後の額を 1 億 4 千 3 百 8 万 4 千円とするものであります。

事業説明書をご覧ください。

令和 3 年 1 月 26 日から年明けまでの寒波や 1 月中旬の連続した降雪により、除雪経費及び排雪経費に不足が見込まれることから、今回の補正をお願いするものです。

補正の額は、今後の除雪と排雪作業の回数を見込み、委託料として 2 億 2, 443 万 7 千円、使用料として 6, 259 万 2 千円、修繕料として 1, 297 万 1 千円、合わせて 3 億円を計上しております。

内訳は、事業説明書下段にあるとおり、除雪経費として委託料に 1 億 6, 260 万円、排雪経費として委託料に 6, 183 万 7 千円、使用料に 6, 259 万 2 千円の合せて 1 億 2, 442 万 9 千円、除雪機械等の修繕料に 1, 297 万 1 千円となっております。

資料は、フォルダ「産業建設常任委員会」内「道路-1」の 1 ページをお開き願います。

上段が今年度 1 月 19 日時点での各地域のデータであり、下段が今年度 1 月 19 日時点での全体の平均値と過去 5 カ年を平均した平年値及び平成 29 年度、令和 2 年度両年の実績を参考までに記載しております。1 月 19 日時点までの最大積雪深は神岡、南外地域で 98 センチと平年値 93 センチを上回っており、累加降雪量も大曲地域で 338 センチとなり、平年値 284 センチを大幅に超えております。

この降雪量の増加に伴い、早朝一斉除雪の各地域平均出動回数は1月19日時点の最大で南外地域が17回、全市平均でも15回、排雪日数においても全市合計で50日となり、同時期の平年値を上回るペースとなっております。

資料の2ページをお願いします。

上の表が除雪対策費全体の予算執行状況と補正要求額及び補正後の額であり、下の表が補正予算の要旨と委託料及び使用料における除排雪経費分の補正額配分について記載しております。

1月19日時点の予算執行状況でございますが、除雪対策費の全体予算額11億2,338万4千円に対し、執行額8億4,661万5千円となっており、既に8割に達する勢いであります。

このため、「除雪経費」のうち、委託料として今後の一斉除雪における機械稼働費の不足分と、「排雪経費」として委託料及び使用料へ排雪作業の重機代、大型ダンプ等の借り上げ経費の不足分を過去の実績に基づいて算定し、その経費を補正額としてお願いするものです。なお、補正予算の経費算定は「事業説明書」の下段にあるとおり、1月19日時点での実績と1月20日以降の推定執行見込み額によるものであります。

以上、報告第5号、専決処分報告(令和3年度大仙市一般会計補正予算(第10号))のうち、道路河川課所管分について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(高橋徳久) ありがとうございます。

ただいま説明が終了しました。これより、質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。はい、青柳委員。

○7番(青柳友哉) すみません。資料の見方を教えていただきたく質問させていただきます。道路-1の専決第12号の資料の1ページ目、除雪回数、1月19日までの実績と31日までの見込みが並んで書いてあるんですが、表に。見込みの方が全部42回、25と17足してということで、全地域同じ数字が書いてありますと、これって、左側の方に何かを足してとかではなくて、もう一律に貼ってあるだけですかね。要は、何を聞いているかということ、市全体でもう、こうだよねって言って、ただ上にコピーして貼っていったらだけだとあまり意味のある数字じゃないのかなと正直思うんですけども、意味のある数字なのか、あまり意味がない数字なのかを教えてください。

○委員長(高橋徳久) はい、京野課長。

○道路河川課長(京野和明) 一斉出動回数見込みに関しましては、予算上平年値とし



て、27日見込んでるんですけども、今回12月の見込値が2日下回ったものですので、今後の見込みを25回と設定しております。一部出動回数に関しましては、大曲の12回に残り10回分の半分を見込んでいるようなかたちとなっておりますが、ちょっと一部出動に関しては、あまり根拠のないところです。申し訳ございません。

○委員長（高橋徳久） はい、青柳委員。

○7番（青柳友哉） 僕の質問の仕方が悪かったかもしれないです。

各地域の回数には意味がありますかという質問でございました。

○委員長（高橋徳久） はい、京野課長。

○道路河川課長（京野和明） 特に意味はないです。全市一律としてるものですので、これ一つにしても良かったものです。

○委員長（高橋徳久） はい、青柳委員。

○7番（青柳友哉） あまり意味がないならば、逆に埋めてない方が資料としてはよろしいかと思えます。

○委員長（高橋徳久） ほかにございませんでしょうか。はい、橋本委員。

○11番（橋本琢史） 今回除雪費の補正ということですがけれども、うちの方の協和・西仙北の加藤所長にもお話はさせておりましたけれども、これから3回目のワクチンが始まります。大仙市も3カ所ほど大規模な部分あると思えますけれども、今後のどのような雪の降り方するかまだ予定はされてませんけれども、やはりこれから利用される方おりますので、やはりその幹線道路、駐車場の除排雪をしっかりとさせていただきたいなという部分、お願いしたいということです。

○委員長（高橋徳久） はい、京野課長。

○道路河川課長（京野和明） 今後も雪の降り方に応じて、幹線道路中心に除排雪を進めていきます。ただ、施設の駐車場に関しましては、排雪に関して基本的に施設管理者の方になりますけれども、建設部としましても協力しながら進めていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高橋徳久） ほかにございませんでしょうか。はい、本間委員。

○14番（本間輝男） 一つだけお伺いします。

出動に関しての基準というのを、旧町村単位で出動かけているのか、それとも本庁サイドできちんとしたかたちで出動態勢を組んでるのか。これ市民の方々に良く言われるのは、「太田の方はやってらっけど」「仙北はやってねっけね」「中仙はやってらっけ」どがいうのよく聞かれます。私自身は、旧町村の方々というのは、こういので敏感になってます。そこら辺も基本的には出動に関しては本庁でそれなりにやっ

てると思うんだけど、出動に関する指揮系統というものをもう1度確認します。

○委員長（高橋徳久） はい、京野課長。

○道路河川課長（京野和明） 本間議員のご指摘なんですけれども、各地域にセンサーを置きまして、基本的には10センチが出動基準となっております。ただ、10センチ満たない、あとはギリギリなところであれば、職員がパトロールしたりして確認して、出動の指示を出しているところです。特に大曲地域に関してですけれども、あまりその基準の10センチを超える時間が遅くなりますと、3時とか4時とかに10センチになっても、大曲の場合、時間が間に合わなくなって、逆に出勤とか通学の邪魔になったり、出勤前に除雪車が来て置き雪していくということもございますので、それに関しては、かなり吟味しながら進めてるところです。

○委員長（高橋徳久） はい、本間委員。

○14番（本間輝男） 最後になります。

市民の方々から排雪の要請がかなり来ていると思います。道路河川課としても、大変難儀してるのは十分分かりますが、排雪要請に関して、やっぱりトラックの配備とか、要請額が、非常に国県と金があって、難しい調整をしてると思いますが、この排雪に関して、市民の方々、特に大曲地域なんて、非常に多いと思ってます。そこら辺のこの事情について、やっぱり排雪を急いでくださいというような要望に対して、どう対応しているのか、基本的なことをちょっとお願いします。

○委員長（高橋徳久） はい、京野課長。

○道路河川課長（京野和明） 排雪に関しては、幹線を優先して進めております。業者さんの方をお願いしてるのがほとんどなんですけれども、1日でそんなに進むわけがないので、今すぐ来てくださいと言われても中々対応できないところなんですけれども、協力しながら、計画通りに進めてるんですけれども、時と場合によっては、こちらを優先して、急に計画変更したりしながら、なるべく早い解消に努めているところです。

○委員長（高橋徳久） よろしいでしょうか。はい、本間委員。

○14番（本間輝男） 排雪に関して、大型ダンプ等の手配に関しては、今の状況では、どのような判断してますか。

というのは、十分これから見通し立ってますという方向なのか、かなり厳しいという方向なのか、そこら辺ちょっと確認します。

○委員長（高橋徳久） はい、京野課長。

○道路河川課長（京野和明） 大型ダンプ等の手配につきましては、今回除雪を請け負っている業者さんの中にも自前でダンプを持ってる業者さんも大分おりますので、私

の認識としては、今年はそんなにダンプの手配に苦慮してないのではないかと考えております。

○委員長（高橋徳久） ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋徳久） 本来であれば、副委員長に議長職を代わって、ちょっと質問したいことがございまして代わるんですが、いないので、すみません、この場で失礼させていただきます。

先ほど、本間委員の質問の答弁の中に、出勤に当たっての積雪根拠というの言われました。10センチというふうに言われましたが、確か、あれには10センチ以外に例えばわだちがあったりとか、なんなりした時もあるというふうに書かれてました。簡単に言うのですね、去年、確か一冬大雪で私の近辺です。夕方に来たという、日中に来たとかという大雪の時でした。本当に朝からずっと降りっぱなしで、とんでもない状況の時に昼間来たというのが1回ありました、去年。それはそれで、みんな納得してます。「こんな時間に来るってが。」って言いながらも、状況が状況なので、納得してます。ところが今年、2回ほど、夕方の4時、4時半に来ました。なんと晴天です。青空の時に、いきなりブルがダーって来て、全部もう、なに今通ってるのという状態でした。当然水は流れてません。どうやって、これ捨てるんだという苦情がバンバン私のところにまいました。これは多分状況を精査するとですね、前の日に遅い時間帯に降ったので、わだちが出来て、その日の夕方に取っていったという解釈しましたが、次の日、なんと晴天の晴天なんです。回った時も晴天でした。だから次の日、カチンカチンに凍ったのを夕方に除雪できなかった人は朝やったんですけど、カチンカチンになってるし、水は流れてないしという、流してもらって排雪するというふうな状態でした。まだ雪、これから本番だという時に過去に2回、この冬4時半ごろに通ったというので、えらい苦情が出てます。であれば、わだちが出来て大変だといっても、それはもうみんな街中の人我慢してますので、朝まで待っていただいて、朝にスカッとやっていただければ、一番ありがたいなというのを住民の方々が申しおりましたので、それはあえて要望というかたちで、質問というよりは、要望というかたちでお伝えしたいなというふうに思ったところであります。

やっぱり、その時間帯に通られると、家に車で帰ろうと思っても入って来れないということでの苦情も多々あったというふうなことで、なんとか日ごろご迷惑掛けてて、除雪の方々には難儀をお掛けしてるんですが、難儀したほかに苦情来るといのは、本当申し訳ないなというふうには思っておりますが、時間をちょっと考えてですね、

除雪をいただければ、本当に住民の方々もありがとうという声を、気持ちは持っておりますので、なんとかその辺、おくみ取りいただいて、それを逆に言うと、確認させていただくと、夕方に回ったというのは、こちらからの指示で業者さんは回ったのか、それとも、それは業者さんが、言い方変ですけど、善意の心でわだちが出来てるということで回ったものなのかというのは、当局の方ではお分かりなのでしょうか。

はい、京野課長。

○道路河川課長（京野和明） その件は、私たちも本当に判断に迷ったところで、まずその日、実は道路が走られないという苦情がたくさん来ました。「ガタガタしている。」「わだちが出来て腹つかえます。」という電話がいっぱい来ました。業者さんと相談したところ、翌日、委員長言ったとおり、晴天で凍ると、そうなるともう剥げない、出すなら今しかないということで、私たちも本当に今委員長言った苦情は覚悟して、そこで苦渋の決断したわけですが、結果的に正しかったのか、どうかというのは、ちょっと迷っているところですが、そういうちょっと苦渋の判断したところでした。

今後まず、もう少しちょっと判断材料をいっぱい探して、もう少し円滑にいくように努めてまいりたいと思います。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。ご難儀をおかけします。

ほかにございませんでしょうか。はい、古谷委員。

○10番（古谷武美） せっかくなので、皆さん要望も出したようなので、ちょっと。

特に市内なんですけれども、排雪する時に非常に混むわけですね。それを迂回路<sup>うかい</sup>通るところがあれば、「迂回路こちらです。」とか「除雪、排雪中。」とかって書いてもらえれば、スムーズにそっちら入っていくんですけれども、大分前にお願いしたことあるけれども、まだ見たことないんですけれども、そういうのやるっていうのは、なんか計画とかありますか。

○委員長（高橋徳久） はい、京野課長。

○道路河川課長（京野和明） 排雪の渋滞に関しましては、今現在考えているのが、ま、確かにそういう、直接こちらにないんですけれども、間接的に聞こえてきておりまして、まずはホームページで、この期間、この日どことはなかなか言えないので、「この期間にこの路線をやる予定です。」というのを周知しながら、あとは今申しましたとおり、除雪の一番後方等に「この先排雪」というような看板を出すとか、ちょうど迂回できるようなところに看板出すとか、そういうような対策をしていかないと、今年も2、3日大渋滞したことがありましたので、ちょっと改善点を今考えているとこ

ろです。来年には対応したいと思っておりますので、申し訳ございません。

○委員長（高橋徳久） ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋徳久） すみません、1点忘れてました。

先ほど、本間委員が言われた幹線道路うんぬんと話がでましたが、それに加えて私は、バス路線の方、なんとか対面通行ちゃんとできるように排雪してほしいと思います。というのは、バスはやっぱり先ほどあったように予防注射受けに行くという方も乗るでしょうし、とにかく足が無いというので、バス大事に乗っていくという方がたくさんいらっしゃると思いますので、そのバスがきちんと通れるように、そこは排雪を中心に、なんかあった時はやるというふうなことを是非やっていただかないと、対面通行も、1台しか通れなくなって、バスがずっと待っているような道路というのは、バス路線ではないと思いますので、きちんとバスが運行できるような対応を取っていただければなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

他にないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋徳久） 討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。本件は承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋徳久） 異議なしと認め、本件は承認すべきものと決しました。

○委員長（高橋徳久） 次に、議案第1号、大仙市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。佐々木建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木博喜） 建築住宅課の佐々木です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第1号、大仙市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

議案書は、資料ナンバー1の7から9ページであります。説明は別添資料の「建住-1」と記した資料によりご説明いたします。1ページをご覧ください。

今回の条例改正であります。住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うものであります。

主な内容であります。長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査の合理化、基準の追加等が行われることから、当該計画の認定または変更の認定の申請に係る手数料の額を改定するものであります。

手数料につきましては、改正前後の比較表をページ下側に記載しております。上段が改正前、下段が改正後となります。

新築で通常の場合であります。今回の改正により、認定基準の審査項目が追加されたことなどから手数料が引き上げとなります。

次に、登録住宅性能評価機関が発行する「適合証」または「住宅性能評価書」を添付して申請する場合があります。これまでは、それぞれに手数料が設定されておりましたが、改正による合理化により、「確認書または住宅性能評価書」を添付することで、特定行政庁における長期使用構造等の審査を省略できることから、手数料を引き下げするものであります。これらは、増改築の場合も同様となります。

また、マンションなどの共同住宅等も同様に手数料が改訂になり、さらに、これまでは分譲事業者がまとめて当該計画の認定申請をし、分譲後に各住戸単位で変更申請及び維持保全を実施する事となっておりましたが、組織する管理組合が住棟単位で一括変更申請、維持管理できる仕組みに変更されることから、それに伴う改定も併せて行うものであります。

資料2ページからは手数料条例の新旧対照表を添付しております。ただいま説明いたしました手数料に関する部分と、その他、所要の整備を行い記載しております。

また、7ページからは、手数料変更の要因となりました法改正の内容を記載しておりますので、ご参照いただきたくお願いいたします。

なお、本条例は、令和4年2月20日から施行するものであります。

以上、議案第1号、大仙市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。これより、質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋徳久） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋徳久） 討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋徳久） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（高橋徳久） 以上で、当委員会に審査付託となりました事件の審査は、すべて終了いたしました。

なお、当委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋徳久） 異議なしと認め、そのように決しました。

---

○委員長（高橋徳久） これで、産業建設常任委員会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

午前 11 時 34 分 閉 会

大仙市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

大仙市議会 産業建設常任委員会委員長 高 橋 徳 久